

介護保険料（65歳以上）の通知書を発送しました

七月八日に六十五歳以上の方へ、平成十七年度の介護保険料の通知書を発送しました。

通知書の種類

- ①介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書
- ②介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書

前年度に続いて特別徴収の方を対象に、年金から天引きになる保険料額を通知。

- ③介護保険料納入通知書

今年度から特別徴収が開始（再開）される方を対象に、特別徴収・普通徴収分の保険料額の通知と普通徴収分の納付書を送付（九月まで納付書で納付、十月以降は年金から天引き）。
③介護保険料納入通知書

平成17年度の納付月（納期）

①の通知書	②の通知書	③の通知書
4月	7月	7月
6月	8月	8月
8月	9月	9月
10月	10月	10月
12月	12月	11月
2月	2月	12月
		1月
		2月

普通徴収の方を対象に、保険料額の通知と期別ごとの納付書を送付（口座振替の方は、納付書がありません）。

納付方法と納期

保険料の納付方法には、年齢・退職年金から天引きする特別徴収と、市から送られる納付書を使い、介護保険課（本庁舎

一階）・出張所・指定金融機関で納付する普通徴収があります。

年金額が年額十八万円以上の方は、特別徴収です。年金を受給していない方、また年金額が年額十八万円未満の方や年度途中で六十五歳になる方は普通徴収です。

なお、納期は上表のとおりです。

被保険者ひとりひとりに通知

世帯主に通知する国保税と異なり、六十五歳以上の介護保険料は被保険者ごとに算定し、個別に通知します。

介護保険料の減免

以下の①～③のいずれかに該当する場合、介護保険料が軽減されます。

当する場合は、申請により介護保険料が減免される場合があります。

- ①災害により住宅・家財等に損害があつた場合
- ②疾病等により世帯収入に著しい減少があつた場合
- ③収入が少なく、生活が著しく困窮している場合

住宅等の価格の三割以上の損害を受け、かつ生計中心者の前年中の所得金額が一千万円以下である場合。

疾病等により世帯収入に著しい減少があつた場合

介護保険料の減免基準

世帯構成	世帯の収入月額	世帯の預貯金額
一人世帯	八万円以下	百万円以下
二人世帯	十二万円以下	百五十万円以下
三人世帯以上	一人増えるごとに四万円を加算した額以下	二百万円以下

*賃貸住宅に居住している世帯は、表中の収入月額・預貯金額が一定基準により加算されます。

前年所得の二分の一以下の収入になった場合。

世帯全員が、市県民税非課税かつ市民税課税者に扶養されてない方で、左表の基準のいずれにも該当する場合。

詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ：介護保険課保険料資格係・TEL内線2570

国民健康保険税（国保税）の納税通知書を発送しました

七月八日に、平成十七年度の国民健康保険税（国保税）の納

税通知書を発送しました。

この納税通知書は、世帯主の方が国保に加入・未加入にかかわらず世帯主あてに送付しています。加入者の氏名および加入月・年税額については納税通知書に記載してありますので、ご確認ください。

国保税算出の基礎

国保税額は、医療保険分・介護保険分、それぞれの所得割額

と均等割額の合計で算出されます。所得割額は前年中の所得を基に計算し、均等割額は加入者の人数により計算します。

納期は年八回

納期限は表のとおりです。期限内納付をお願いします。

国保税の軽減と減免

申告している所得が少ない世帯は、国保税（医療保険分・介護保険分）の均等割額が軽減さ

れます。軽減割合は、次のとおりです。

世帯の所得合算額が三十三万円

よりも少ない場合Ⅱ六割軽減
世帯の所得合算額が三十三万円＋（二十四万五千円×世帯主を除く加入者数）より少ない場合Ⅲ四割軽減

この軽減措置は、申告された所得で判定します。

世帯の中に未申告者がいると判定できません。

国保加入者は、所得の有無にかかわらず申告してください。

また、災害により損害を受けた世帯や病気などで前年に比べ所得が著しく減少した世帯は、申請により国保税が減免できる場合があります。

詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ：国保年金課国保資格係・TEL内線2479

戦没者の遺族の方に特別弔慰金を支給します

第八回特別弔慰金は、戦後六十周年にあたり、国があらためて戦没者等の遺族に対して弔慰の意を表すために支給されるものです。

支給方法

額面四十万円の国庫債券で支給され、平成十八年から十年間にわたり四万円ずつ償還されます。

支給対象

ことし四月一日現在、公務扶助料・遺族年金等の受給権を有する遺族のいない、その他の遺族。

支給の順位

戦没者一人について、次に記

載する順位に従って最も順位が先の一人が受給できます。

①ことし四月一日までに援護法の弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等と生計を共にしていた①父母②孫③祖父母④兄弟

姉妹（戦没者死亡後の婚姻・養子縁組によつて、ことし四月一日現在までに氏が変わっている方は除きます）

④前記③以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

⑤前記①～④以外の三親等以内の親族（戦没者死亡日まで、引き続き一年以上生計を共に

していた方のみ）

請求方法

平成二十年三月三十一日までに生活福祉課（本庁舎一階）に請求してください。請求用紙は生活福祉課にあります。なお、請求の際に戸籍書類等が必要となります。詳しくは、お尋ねください。

第六回、または第七回特別弔慰金を川越市で請求された受給者は、生活福祉課から請求手続きのご案内を送ります。なお、件数が多いため、数回に分けて発送する予定です。

問い合わせ：生活福祉課総務

係・TEL内線2523

姉妹都市・セーレム市からアメリカの授業がやってくる

第3期

応用科学技術

～科学の世界における生と死～

市では、東京国際大学と共催して、姉妹都市セーレム市（米国・オレゴン州）のウィラメット大学の教授による集中講義を開催します。講座はすべて英語で行われ、後半はディスカッション形式で進められます。今回は最後となる、第3期の1講座を開催します。

日時…7月27日(水)～8月4日(木)（土・日曜日を除く）、午前10時～午後1時 会場…東京国際大学第1キャンパス（的場北1丁目）

対象…市内在住・在勤・在学で、TOEFLスコア470点程度（英検2級程度の英語力を有する方） 定員…10人（抽せん） 費用…7,000円（1回目の講義時に集金） 申し込み…往復ハガキに講座名・住所・氏名（ふりがな）・性別・職業・電話番号を明記し、7月20日(水)（消印有効）までに〒350-1197 的場北1丁目13-1・東京国際大学エクステンションセンター（TEL234-2758）

問い合わせ…国際交流課国際交流担当・TEL内線2141

若年者就労支援シンポジウム

「今、働くってどういうこと？」

若者の就職には現在、さまざまな問題が生じています。あらためて、働くことの意味を見つめ直してみませんか。経費無料、当日直接会場。手話通訳あり。

内容…パネル報告「現役ニートの声を聞く」・パネルディスカッションほか

コーディネーター…元NHK「週刊こどもニュース」キャスター・池上彰さん

日時…7月24日(日)、午後1時～4時

会場…尚美学園大学川越キャンパス（豊田町1丁目）

定員…先着200人

*コンピューター適職診断、就職・自立相談コーナーがあります。

問い合わせ…商工振興課労政係・TEL内線2724

住宅の基礎上げ等に融資をします

川越市浸水低地住宅改良資金融資制度を、ご利用ください。

降雨等により浸水のおそれがある住宅を改良する市内在住の方に、必要な資金を融資します。対象となる工事…低地にある住

宅の土盛りや基礎上げ 利率…年2・5パーセント

融資限度額…四百万円

融資期間…十五年以内

問い合わせ…防災課防災担当・TEL内線2241

しっかり管理 あなたの空き地

雑草が伸びほうだいになっている空き地は、害虫の発生やごみの不法投棄等の原因となる可能性があります。また、火災や防犯の面から見ても、とても危険な状態にあります。近隣の迷惑にならないために

も、草刈りなどをして、空き地の管理を徹底するようお願いします。

市では、草刈り業者の紹介をしています。お尋ねください。問い合わせ…環境保全課生活環境係・TEL内線2621